

国民年金

学生は申請で保険料納付が猶予されます
保険料学生納付特例制度



市ホームページ

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。

場合等を含む）がある人は、通常の申請書に学生証の写しまたは在学証明書の原本等を添付して申請してください。

対象 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等で、前年の所得が基準以下の人または失業等の理由がある人

明石年金事務所管内
出張年金相談

▽日時 6月27日(木)
午前10時15分～午後3時

所得の目安
128万円＋（扶養親族等の数）×38万円＋社会保険料控除等で計算した額以下
手続きについて
・昨年度に同制度で保険料納付を猶予されている人で、令和6年度も引き続き在学予定の人には、4月始めに申請書がきが送付されています。同じ学校に引き続き在学する人は、申請書がきに必要事項を記入し返送してください。

・今年度から学生となった人や、学校等に変更（大学から大学院へ進む場合や短大から4年制大学に編入する

▽受付期間 5月28日(火)～
※満席になり次第受付終了
▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申し込みください。

▽場所 洲本市文化体育館
▽明石年金事務所
お客様相談室
078・912・4983
音声案内①②

▽総合窓口センター
043・52112

助成金

道路除草などの費用を助成します

令和5年度より、地域で行っていた道路除草、道路側溝清掃活動に対して助成を行っており、令和6年度も引き続き交付申請を受け付けています。

対象 市が管理する道路(市道、オニオンロード)での道路除草、道路側溝清掃
申請者 自治会長
助成金 ①道路除草(草刈延長1m当り30円)②道路側溝清掃(清掃延長1m当り250円)

▽建設課 043・52226

若者

島外で頑張る若者を特産品で応援
若者への心と応援便



市ホームページ

ふるさとを離れて将来の夢に向かって頑張る若者を応援し、南あわじ市とのつながりや郷土愛を深めるために、特産品をお届けします。ご家族やお知り合いにもぜひお声がけください。

対象者

・4月1日時点で年齢が18歳～21歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の人
・本市出身で、住民票異動に関わらず、国内かつ淡路島外に居住している人など

※以前申請された人のうち、

引き続き対象要件に該当する場合、再度申請可能です。
申請方法 電子申請または郵送
申請期間 5月15日(水)～令和7年1月31日(金)
特産品のお届け方法 特産物通販サイト「南あわじマルシェ」で利用できるポイント1万円分を付与しますの、ご自身で特産品をお選びください。後日、取扱事業者から特産品をお届けします。

ふるさと創生課つながり開発室 043・5251

補助金

空き家を社宅へ改修する費用を補助
社宅改修事業補助金



市ホームページ

市内の空き家を社宅へ改修工事する事業者等に対し、改修費用の一部を補助します。※改修工事着手前に交付申請をする必要があります

※補助金の交付は、1つの社宅につき1回となります

補助対象者
市内で社宅改修をする事業者またはサブリース業者であつて、次のいずれにも該当する者

- 1 補助金交付決定後、市内で3年以上社宅として使用すること
- 2 社宅改修後、事業者が従業員を社宅に入居させること
- 3 市税の未納がないこと
- 4 南あわじ市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと
- 5 建築基準法その他関係する法令に違反しないこと
- 6 賃貸住宅管理業法その他の関係法令を遵守していること

補助対象経費
補助金の交付対象となる経費は、次の①②のいずれにも該当するもの

- 1 事業者等が補助金の申請をする日の前日までに、空き家の所有者から取得し、または賃貸した社宅を、施工業者が社宅改修するもの。ただし、増築は、10㎡以内に限る
 - 2 ①に係る費用(取引に係る消費税および地方消費税を含む)が30万円を超えていないもの
- 補助金額**
基本補助金の額および加算補助金の額の合計額と、補助対象経費のうち、補助対象者の支払額の3分の1の額を比較して少ない方の額
- ※1000円未満の端数切り捨て
 - ▽基本補助金額 50万円
 - ▽加算補助金額 1戸あたり10万円
 - ※加算補助金は2戸以上6戸以下とします
 - ※独立した入り口を有する居室を1戸とします
- ▽商工観光課 043・52221

税

軽自動車税減免の受付は
5月末までです



市ホームページ

身体などに障がいのある人のために使用する軽自動車等は、一定の要件を満たせば申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

※減免することができ自動車は、対象者1人につき1台です。普通自動車の減免を受けている場合は対象となりません

申請について
▽必要なもの ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ②車検証 ③運転者の運転免許証
▽提出先 税務課
▽提出期限 5月31日(金)
昨年度に減免を受けていた人 申請内容に変更がなければ郵送している「減免申請書(継続用)」を提出してください。
※昨年度と異なる場合は新規の手続きが必要です

▽税務課 043・52113

税

軽自動車税納税証明書の
送付を段階的に廃止



市ホームページ

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用開始に伴い、三輪以上の軽自動車については継続検査(車検)を受ける際の軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)の提示が原則不要になりましたので、送付を段階的に廃止します。

送付廃止時期
①三輪以上の軽自動車税(種別割)を口座振替で納付した人：令和6年度から
②小型二輪(250cc超)の軽自動車税(種別割)を口座振替で納付した人：令和7年度から

▽税務課 043・52113

あなたの最後を飾る大切な1枚
生前遺影

終活写真

生前遺影をご用意しておくことで『残されたご家族の負担が減る』・『ご自分で気に入った写真を使ってもらえる』などのメリットもあり撮られる方が増えてきました。元気な今を残されてはいかがでしょうか。

いしかわフォトスタジオ TEL 0799-52-1888
南あわじ市福良甲 560-1

広告

淡路島海上ホテル
ご法事二段膳

淡路牛ステーキ、有頭海老、中トロなどで彩る特上二段膳。

六、三六〇円
税サ込七七〇〇円

昂 (すばる)
心と法要の席に選び抜かれた八品を上質な二段膳で。

四、五五〇円
税サ込五五〇〇円

蓮見 (はすみ)

TEL.0799-52-1175

十個以上は、配達させていただきます。お子様膳ご相談下さい。